

## **第4章 計画の推進体制**

### **1 推進体制**

#### **①庁内会議**

庁内関係部課等の職員で構成する「大阪市再犯防止推進連絡会議」において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行う。

#### **②市職員への研修等の実施**

法務省と連携のうえ、庁内関係部課等の職員に対して研修会、勉強会等を実施し、再犯防止にかかる職員の知識・理解を深める。

### **2 進行管理**

本計画に基づく関係施策を所管する各部署において、事業実績の把握と、内容の改善を行っていく。また、国や大阪府の取組成果と次期再犯防止推進計画の内容を踏まえながら、本市における次期計画の策定を検討していく。